

厚岸町規則第32号

厚岸町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月7日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町財務規則の一部を改正する規則

厚岸町財務規則（平成18年厚岸町規則第28号）の一部を次のように改正する。

第120条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第146条中「第120条第1項第7号」を「第120条第1項第6号」に改める。

第148条第1項及び第149条中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第215条中「第238条第2項」を「第238条第3項」に改める。

第224条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

第233条第3号中「使用すること」を「使用すること。」に改める。

第247条中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第120条第1項第1号、第2号及び第4号に規定するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。